

群馬県中小企業支援ネットワーク会議 第12回全体会議 資料

令和6年2月
前橋財務事務所

2023事務年度 金融行政方針

2023年8月公表

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

- 金融機関による、資本性劣後ローンやREVICの活用等の、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を促す。事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施を通じて金融機関の取組状況を確認し、把握した課題等について継続的に対話を行う。
- 事業者支援能力の向上に向け、事業再生支援に関する知見・ノウハウの地域金融機関への展開、経営人材のマッチングの促進等を行う。
- 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成に向け、「経営者保証改革プログラム」の推進や事業全体に対する担保権の早期制度化に取り組む。

II. 社会課題解決と経済成長を両立させる金融システムを構築する

- 資産運用立国の実現に向け、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化等を推進し、「Japan Weeks」の開催等を通じて国内外へ積極的な情報発信を行う。新しいNISA制度に係る周知・広報や活用事例の蓄積、金融経済教育推進機構の設立等を通じた金融経済教育の充実など、資産所得倍増プランを推進する。
- スタートアップの資金調達の円滑化に向け、株式投資型クラウドファンディングの環境整備や、私設取引システム(PTS)の認可要件の緩和等を検討する。
- コーポレートガバナンス改革の実質化や企業情報の開示の充実に向けて、大量保有報告制度の見直しや非財務情報の開示の充実、四半期開示の見直し等を推進する。
- サステナブルファイナンスを推進するため、企業のサステナビリティ開示の充実やGXに向けた産業と金融の対話の促進、インパクト投資の推進等を図る。
- デジタル社会の実現に向け、フィンテック事業者の参入促進やデジタルマネー・暗号資産等に関する環境整備に取り組む。

III. 金融システムの安定・信頼を確保する

- グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、金融システムの安定に与える影響を分析する。
- 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、ガバナンス、各種リスク管理態勢等、内部監査等についてモニタリングを行い、経営基盤の強化を促す。
- 利用者保護の観点から、金融機関に法令等の遵守の徹底を求める。
- 顧客本位の業務運営の確保に向け、高リスクの金融商品の取扱いを含め、顧客の最善の利益に資する金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す。
- マネロン対策等やサイバーセキュリティ、経済安全保障、システムリスク管理について、世界情勢等を踏まえた対応を促す。

IV. 金融行政を絶えず進化・深化させる

- 金融行政の高度化のため、データ活用の高度化や財務局との更なる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- 金融行政の組織力向上のため、職員の能力・資質の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視した職場環境やいきいきと働く環境の整備に取り組む。

令和5年11月27日

各業界団体等代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一
厚生労働大臣 武見 敬三
農林水産大臣 宮下 一郎
経済産業大臣 西村 康稔

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえた経営改善・事業再生支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれましては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者支援に着実に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

本年5月より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進みつつある一方で、物価高騰や人手不足の影響等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在します。そのため、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、一步先を見据えて取り組む新しい段階へと移行していく必要があります。

こうした中、政府においては、11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定し、コロナ禍を乗り越えたものの、物価高騰の影響等により、依然として厳しい状況にある事業者に対して、借換え支援の継続等の資金繰り支援に加え、経営改善・事業再生支援等に万全を期すこととしたこと等を踏まえ、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「事業者支援の促進及び金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、貴機関、貴協会会員金融機関等の経営層は勿論のこと、現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、足下の経営環境の変化や資金需要の高まる年末、年度末を迎えることを踏まえ、他の官民金融機関等や支援機関（中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、税理士・弁護士等の専門家、商工団体等）との連携・協働に努めながら、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰りの相談に丁寧に対応するなど、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。

その際、日本政策金融公庫等においては、令和6年3月末まで延長されたセーフティネット貸付（物価高騰対策）や賃上げに取り組む事業者を対象として新たに創設される融資制度等の活用を促進すること。

また、融資判断に当たっては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、経営改善につながるよう、丁寧かつ親身に対応すること。特に、各種補助金等の支給までの間に必要となる資金や、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金等については、引き続き事業者の立場に立った柔軟な資金繰り支援を行うこと。

2. 条件変更、借換え

返済期間・据置期間が到来する既往債務の条件変更や借換え等について、特に新型コロナの影響を受けてきた宿泊業・飲食業等を中心に、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。

その際、民間金融機関においては、実質無利子・無担保融資等の既往の信用保証付融資からの借換えや、事業再構築等の前向き投資に必要な新たな資金需要にも対応できる、コロナ借換保証制度を積極的に活用し、伴走支援に努めること。

また、日本政策金融公庫等においては、既往の実質無利子・無担保融資等のコロナ資本性劣後ローンへの借換えが、新型コロナの影響を受け債務が増大した事業者の財務基盤を強化し、新規の投資を促進する観点から重要であることを踏まえ、こうした借換需要に柔軟に対応すること。

3. 資本性劣後ローン

資本性劣後ローンについて、過大な債務や物価高騰等に苦しむ事業者に対しては、その財務内容を改善し、新規融資を供給しやすくする手段として、積極的に活用を検討すること。

その際、日本政策金融公庫等及び民間金融機関においては、民間金融機関による実質無利子・無担保融資等からの借換え促進も念頭に、協調融資商品の組成拡大等に努めること。

また、日本政策金融公庫等においては、事業者が民間金融機関等からの協調支援を希望しない場合等は、認定支援機関の支援を受けて事業計画書を策定していれば対象となることや、宿泊業など黒字額が小さい回復途上にある事業者の金利負担を軽減する運用の見直しを行うことも踏まえつつ、コロナ資本性劣後ローンについて、事業者のみならず、営業現場の職員まで周知・徹底を図り、小規模事業者を含め、その利用を促進すること。加えて、民間金融機関が協調融資の際に既存債権を劣後化しているなど、事業者の法的整理時だけではなく私的整理時であっても、一定の場合には、劣後化されることがあり得ることを営業現場の職員まで周知すること。

民間金融機関においては、認定経営革新等支援機関による再生計画が策定されれば対象となるように要件が緩和された信用保証付債権 DDS の活用も含め、他の金融機関の引当事例も参考にしながら、債権の劣後化についても真摯に検討すること。

¹ 全額引当以外を含む主な引当事例等を取りまとめた、金融庁「DDS を含む資本性借入金の引当方法について」(令和5年6月13日)を参照(<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20230613/20230613.html>)。

4. 経営改善・事業再生支援等

事業者支援について、以下の①～⑤も踏まえつつ、一步先を見据え、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善や債務減免を含めた事業再生支援、再チャレンジ支援等に早め早めに取り組むこと。その際、他の官民金融機関等や支援機関と緊密に連携するほか、今般の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」で措置された補助金等を含め、政府の各種支援施策については、営業現場の第一線の職員等へ周知・徹底し、理解を促すとともに、積極的に活用を事業者に提案すること。

- ①. 民間金融機関による実質無利子・無担保融資等の信用保証付融資が借入の中心となる中小企業の早期の経営改善を後押しするべく、一定の条件の下で民間金融機関による計画策定支援も時限的に対象に追加される予定の「早期経営改善計画策定支援事業」等の各種支援施策も活用しつつ、事業者が抱える課題解決に向けてコンサルティング機能を発揮するとともに、一步先を見据えて、当該事業者自身による経営改善計画等の策定を積極的に提案し、必要に応じて計画策定支援や計画の実行状況のモニタリングを実施するなど、経営改善・事業再生支援等を積極的に行うこと。
その上で、こうした過程を経て、事業承継やM&Aなども含めた構造改革を後押しすること。
- ②. 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用について、令和5年10月に金融庁より公表した同ガイドラインの活用事例集も参考にしつつ、その趣旨・内容を営業現場の第一線の職員等まで十分に浸透させ、事業再生計画の成立や円滑な廃業に向けて、主体的に支援すること。
その際、REVICによる研修の活用や、弁護士等の専門家との連携強化等を通じて、地方における事業再生の担い手の育成に努めること。
- ③. 商工組合中央金庫においては、危機対応融資を活用した事業者に対して、DESによる再生支援が可能となったことも踏まえ、これまで確立してきた経営改善・再生支援のノウハウを最大限活用して、率先して支援に努めること。
- ④. 資本性資金の供給や債権買取等が可能なREVICによるファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用についても真摯に検討すること。
- ⑤. 「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の改定により、廃業手続の早期着手により保証人の手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化したことを踏まえ、事業者に退出希望がある場合の早期相談の重要性等をより一層周知するとともに、経営者の個人破産の回避に向け、誠実に対応すること。その際、REVICの特定支援（経営者の再チャレンジ支援）の活用も検討するほか、再チャレンジに向けた事業者の資金繰り支援についても柔軟に対応すること。

5. メイン先以外への支援と信用保証協会の役割

自身のメイン先である事業者に対しては、早期の経営改善・事業再生支援等に主体的に取り組むことは勿論のこと、実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した先等であっても、支援がおろそかにならないよう、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、他の官民金融機関等や支援機関と早期に連携し、メイン・非メイン先の別

や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証付融資の別にかかわらず、事業者の実情に応じて継続的な伴走支援に努めること。

信用保証協会においては、実質無利子・無担保融資などの信用保証付融資割合が高い先等について、民間金融機関や支援機関と連携し、支援先を選定した上で、積極的な経営改善・事業再生支援等に取り組むこと。その際、再生支援が必要と判断される事業者については、民間金融機関と連携し、事業者を後押しすることで、早期に中小企業活性化協議会へ繋いでいく等、主体的に対応すること。

6. 経営者保証

経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みについて、令和4年12月23日付で政府より発出した要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進」において要請された事項を、営業現場の第一線の職員等に対してより一層の浸透・定着を図ること。

また、民間金融機関及び信用保証協会においては、今後創設される信用保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度について、制度創設後の3年間で行った保証承諾案件に限り、信用保証料の負担軽減策を講じることを踏まえ、積極的な活用を検討すること。併せて、地域によって活用実績に差が見られる経営者保証を求めるないスタートアップ創出促進保証についても、前向きに活用を検討すること。

7. 住宅ローン等

住宅ローンやその他の個人ローンについて、丁寧な相談対応や顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行い、生活・暮らしの支援に努めること。

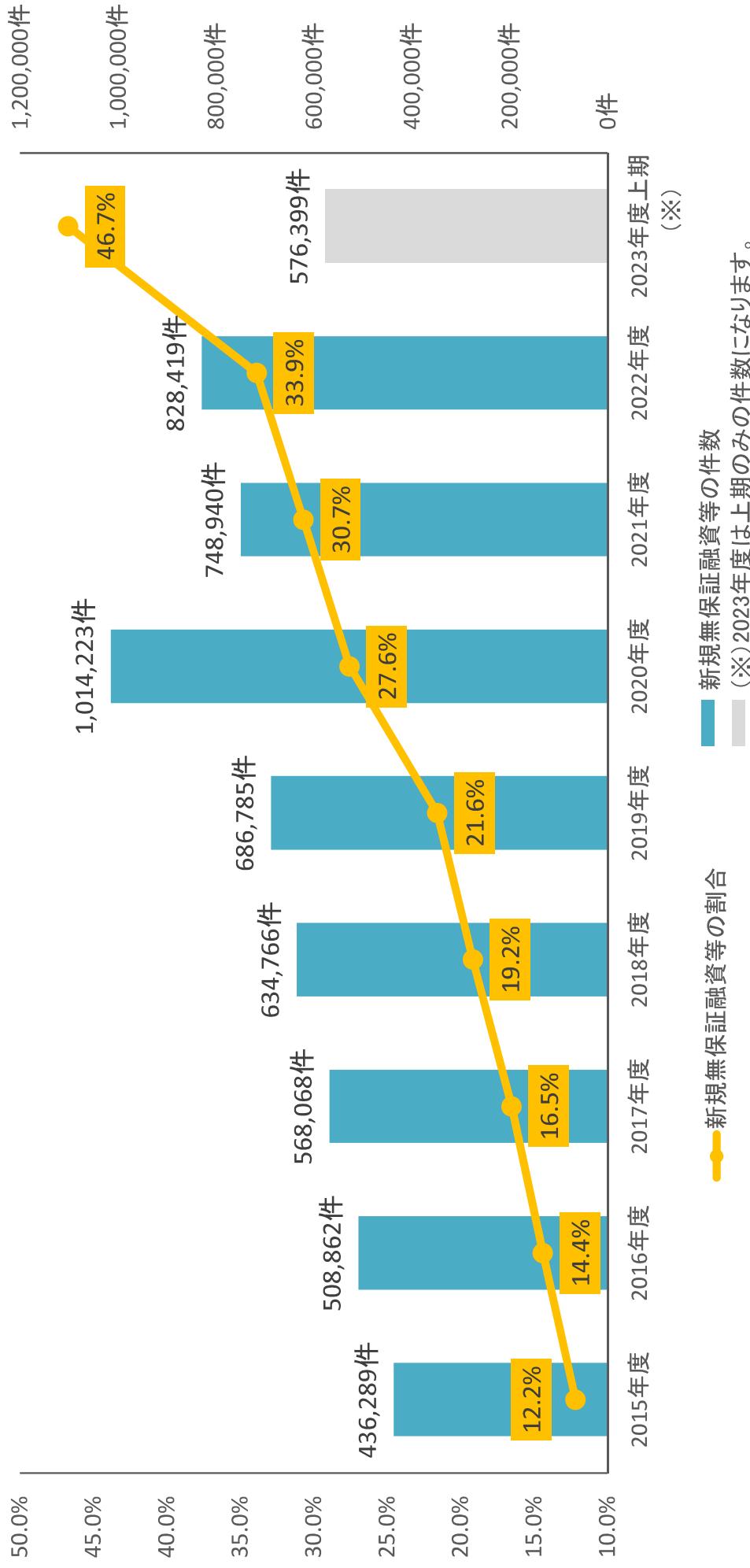
8. ALPS処理水放出の影響を受けた事業者支援

ALPS処理水（多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水をいう）の海洋放出に伴う輸出先の国又は地域における水産物の輸入規制措置等の影響を受け、輸出業者や水産加工業者、卸売業者など、経営等に支障を来す事業者への支援について、民間金融機関及び信用保証協会においては、令和5年11月15日に発動されたセーフティネット保証2号の活用を促進するとともに、日本政策金融公庫等においては、セーフティネット貸付等の利用を促すことで、より一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底すること。

以上

民間金融機関における「経営者保証」に関する実績

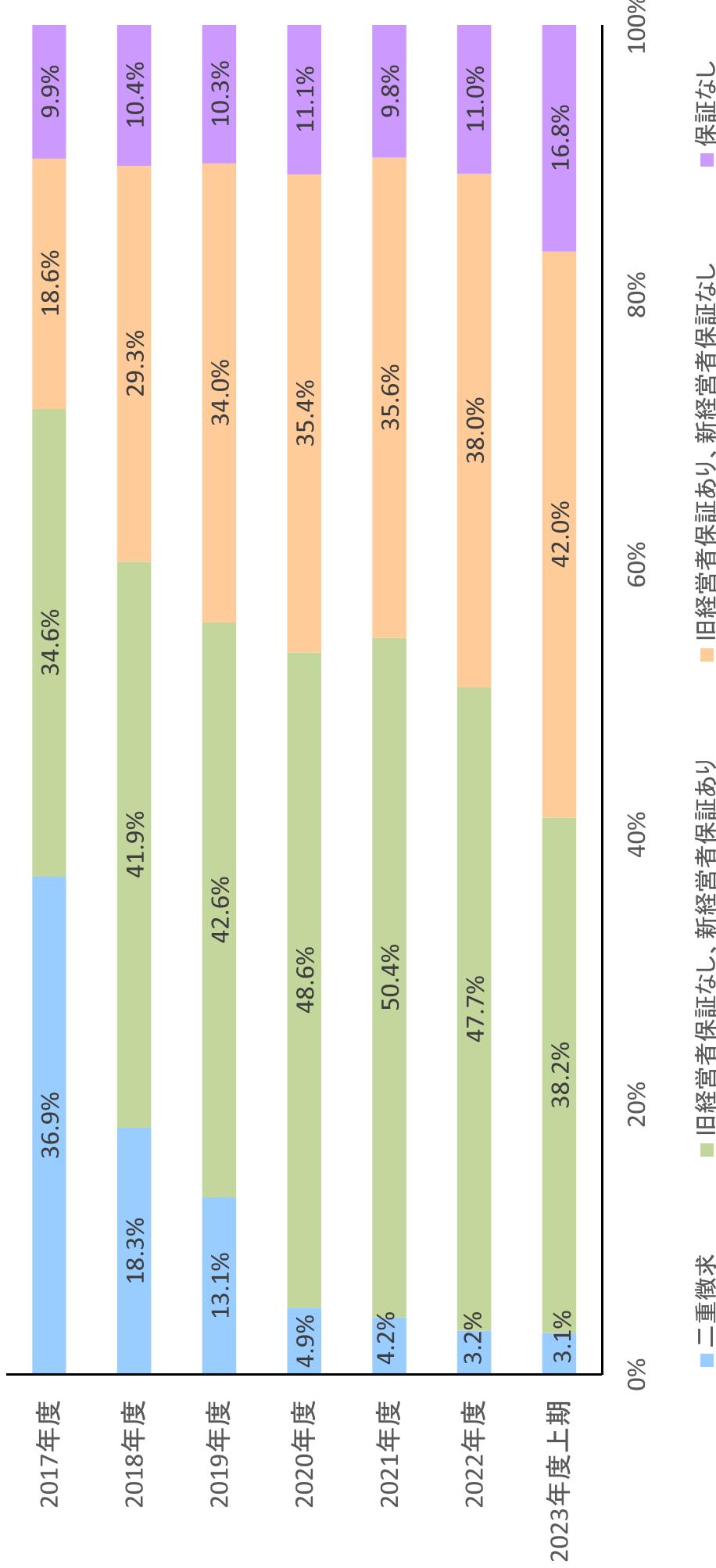
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



(注)2023年度上期の「新規無保証融資等の割合」と「有保証で適切な説明を行い記録した割合」の合計は92.6%(速報値)。

民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

代表者交代時の保証微求割合の推移



(注) 上記は前経営者が保証を提供している先について代表者交代手続きが行われた場合の件数割合を記載。

事業者の皆様へ

経営者保証改革プログラム

～個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組み～

**経営者保証改革プログラムに基づく新たな経営者保証に関する取組みが、
2023年4月1日よりスタートします。**



「経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策」について、

詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。

https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html

Q 1

経営者保証改革プログラムで何が変わるの？

- 金融機関が経営者等と保証契約を締結する際の監督を強化 ⇒ Q2～Q4 参照
- 金融庁に経営者保証に関する相談窓口「経営者保証ホットライン」を設置 ⇒ Q3 参照
- 金融機関の意識改革に向けた経営者保証に関する取組方針の公表 ⇒ Q5 参照

Q 2

保証契約を締結する際に何が変わるの？

保証契約を締結する際の金融機関の対応が変わります

金融機関は経営者保証の必要性等について詳細な説明が必要になります

経営者等との間で保証契約を締結する場合には、保証契約の必要性等について、「経営者保証に関するガイドライン※」に基づき主債務者と保証人に対して、個別具体的に以下の説明をすることを金融機関に求めています。

- どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか
- どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか

※中小企業・経営者・金融機関の自主的ルールで、法的拘束力はないものの、自発的に尊重し、遵守することが期待されています。



今回、新規融資を受けるにあたり、なぜ経営者保証が必要になるのか教えてもらえるかな。

「経営者保証に関するガイドライン」には、中小企業者が、以下の要件を将来に亘って充足できると見込まれる場合には、経営者保証を求めない可能性がある旨、記載がされております。

1. 法人個人の一体性の解消
2. 財務基盤の強化
3. 財務状況の適時適切な情報開示

御社においては、●●の要件が、不十分と考えられることから、経営者保証が必要となっております。なお、今後、要件充足の目処がたつと判断できた場合には、経営者保証の解除を検討することも可能です。



法人個人の一体性解消…社長個人の私的な飲食費を会社の経費としない、事業上必要のない法人から経営者への貸付は行わない。等
財務基盤の強化…借入について、法人のみの資産・収益力で返済が可能。等
財務状況の適時適切な情報開示…取引金融機関に試算表などを定期的に提出し、業況を報告している。等

Q3

事業者・保証人は何をすればいいの？

金融機関に保証契約が必要な理由をお尋ねください

経営者保証解除に向けた対応を検討することができるようになります

- 改正後の監督指針では、保証契約を締結する際に、保証契約の必要性等について、事業者や保証人により詳細に説明することを金融機関に求めています。
- 新規融資契約時等に保証契約を締結する際は、なぜ保証契約が必要なのか、どうすれば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを金融機関にお尋ねください。

経営者保証を解除するための要件は理解したが、具体的に何をすればいいかわからない

金融機関から、経営者保証の必要性等に関する詳細な説明がなかった

「中小企業活性化協議会」では、収益力等の改善支援に向けた取り組みを行っています。

詳しくは、お取引の金融機関、もしくは各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談下さい。

(中小企業活性化協議会ホームページ)



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>

- 金融機関から適切な説明がない
- 保証の解除をお願いしても真剣に聞いてくれない

等の情報がございましたら、金融庁の専用相談窓口にご相談下さい。

【経営者保証ホットライン】

☎ : 0570-067755

受付時間：平日 10 時～17 時

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q4

金融機関の対応が厳しくならないか心配

貸し渋り・貸し剥がしを行わないように要請しています

- 万が一、貸し渋りや貸し剥がしの対応を受けた、そのように誤解を生じさせる発言が金融機関からあった場合は、上記の経営者保証ホットラインにご相談下さい。
- なお、今回の監督指針の改正は経営者保証を制限する趣旨ではありません。そのため、個人保証の要否については、引き続き各金融機関の判断によります。

※金融機関との個別トラブルについて、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。

Q5

金融機関の取組方針はどんな内容なの？

金融機関の経営者保証に対する考え方を示したものです

金融機関の意識改革を進めるため、金融機関のホームページ等において、「経営者保証に関するガイドラインを浸透・定着させるための取組方針」を公表するよう要請しました。

金融担当大臣名で以下の内容を金融機関に要請しています

- ① 民間金融機関は、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。
- ② 事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、具体的かつわかりやすい記載で「見える化」すること。
- ③ 取組方針等に沿った運用が行われるよう営業現場まで浸透させること。

事業者の方も金融機関の方針が確認できるようになります

取組方針を通じて金融機関とコミュニケーションをとることが可能になります

今後は各金融機関が経営者保証に対する考え方や取組方針を公表します。事業者の皆様も金融機関のホームページ等で取組方針を確認できるようになります。

※金融機関によって、取組方針の公表タイミングは異なります



ホームページで御行の取組方針を見たけれど、●●という方針なのだね。知らなかったよ。私の経営者保証はどうなるか教えてもらえるかな。

以前は■■という方針でしたが、今回、経営陣を交えて議論を行った結果、方針は●●になりました。そのため、御社が▲▲を充足すれば、今後は経営者保証なく借入ができる可能性が高まります。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

ホーム

金融庁について

報道・広報

政策・審議会等

法令・指針等

金融機関情報

国際関係情報

アクセス F S A
(金融庁広報誌)

ホーム > 報道発表資料

[Tweet](#)

令和5年12月13日

金融庁

「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理に関する経営者向けパンフレットの作成について

「経営者保証に関するガイドライン研究会」（座長：小林信明（長島・大野・常松法律事務所弁護士））は、令和5年（2023年）11月に「[廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方](#)」（以下「基本的考え方」という。）を改定しました。

改定した基本的考え方では、企業経営者に退出希望がある場合の早期相談の重要性について、より一層の周知を行っていく観点から、廃業手続に早期に着手することが、保証人の残存資産の増加に資する可能性があること等を明確化しています。

金融庁・中小企業庁では、早期相談の重要性等を経営者の方々に広く知っていただくため、経営者向けパンフレットを作成しました。

 [「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理に関する経営者向けパンフレット（閲覧用）
\(PDF : 1,796KB\)](#)

相談・手続・採用情報

各種窓口のご案内

金融サービス利用者相談室

金融行政モニター

情報公開等

パブリックコメント

申請・届出・照会

入札公告等

採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

公認会計士・監査審査会

※印刷用ファイルを、下記の設定にて印刷することでA3見開きのパンフレットになります。

原稿サイズ：A3

印刷用紙サイズ：A3

原稿方向：ヨコ

両面印刷：短辺とじ

パンフレットの内容に関して、ご質問やご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

また、経営者保証に関する情報提供は「[経営者保証ホットライン](#)」にお電話ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課監督調査室（内線3314、3889）

経営者の皆様へ

経営者保証に関するガイドライン
を活用してみませんか

～早期廃業と再チャレンジ～



金融庁・中小企業庁は経営者の
再チャレンジを応援します。

金融庁
Financial Services Agency

中小企業庁

「会社の破産」=「経営者の破産」?



会社の経営が厳しく、廃業を考えている。経営者の個人保証がある場合、
会社が破産すると、経営者も破産するしかないのだろうか？

法人が破産しても、「経営者保証に関するガイドライン」を活用※し、保証債務を整理することで、個人破産を回避し、再出発できる可能性があります。

※ガイドラインに基づき保証債務を整理した場合、
経営者に一定の資産を残すことを認めています。



CHECK

経営者保証に関するガイドラインは、経営者以外の第三者保証人も利用可能です。

経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理と個人破産の比較

経営者保証に関する ガイドライン

個人破産

対象債権者の範囲

保証債権を有する金融機関、
信用保証協会、債権回収会社
(サービサー)、リース債権者、
固有債務の債権者

全債権者

債権者の同意の要否

対象債権者全員の同意が**必要**

債権者の同意は不要

信用情報登録機関

報告・登録**されない**

報告・登録される

保証人の手元に残せる資産

自由財産 + インセンティブ資産※

自由財産

※インセンティブ資産を残すためには一定の要件があります。また、インセンティブ資産を求める場合は、法人の破産等手続終了までに、経営者保証に関するガイドラインの利用について意思表示する必要があります。

経営者保証に関するガイドラインの適用要件

ガイドラインに基づく保証債務整理を申し出る場合は、以下のようないくつかの要件を充足している必要があります。

- 法人（主債務者）が法的整理（破産、民事再生等）や私的整理及びこれに準じる手続（準則型私的整理手続）を開始申立済みであること
- 対象債権者に経済合理性が期待できること
- 法人（主債務者）及び保証人が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、財産状況等について適時適切に開示していること

廃業時の保証債務整理に関する 参考事例

金融庁では、金融機関の「『経営者保証に関するガイドライン』における廃業時の保証債務整理に関する参考事例」を公表しています。ガイドラインの活用を検討する際の参考としてください。

- 金融庁HP
[https://www.fsa.go.jp/policy/
hoshou_jirei/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html)



どんな資産を手元に残すことができるの？



経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務整理を行った場合、**保証人の手元に残すことのできる資産（残存資産）**は、個人破産の場合と比べてどうなるの？

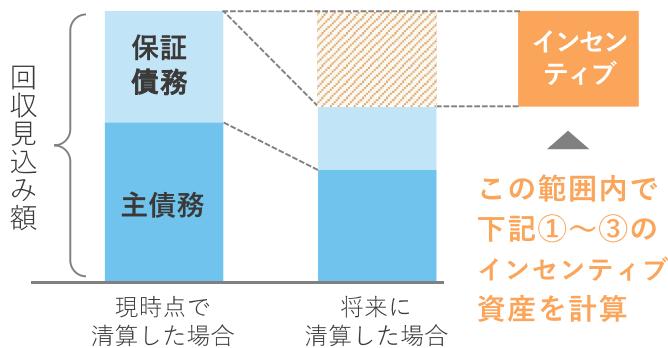
個人破産の際に残すことができる自由財産に加え、**経済合理性の範囲内**で、**一定期間の生計費、華美でない自宅等のインセンティブ資産**を残せる可能性があります。



CHECK
廃業等の**早期決断**は、手元に残すことのできる資産の増加の可能性を高めます。

インセンティブ資産の金額

現時点で清算することにより、将来（最大3年程度を想定）に清算した場合よりも、回収見込み額が増加する額がインセンティブ資産の上限となります。



早期決断のメリット

廃業等を早期決断することによって、以下のようないい處があります。

- 事業が毀損する前に債務整理をすることで、売掛債権回収の極大化が図られるほか、早期売却価格ではなく市場価格で不動産等を売却できる
- 上記を通じて、金融機関に経済合理性が生まれ、手元に残すことのできる資産を増やせる可能性がある

経営者保証に関するガイドラインにおける残存資産

自由財産

- ① 債務整理申出後に新たに取得した財産
- ② 差押禁止財産（生活に欠くことのできない家財道具等）
- ③ 99万円以下の現金
- ④ 拡張自由財産（破産法第34条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、拡張が認められると考えられる財産）

インセンティブ 資産

- ① **一定期間の生計費に相当する額の資産**（一定期間×月額33万円）※
 - ② **華美でない自宅**
- （「華美」であるか否かは、個別の事案ごとに様々な要素をもとに判断）
- ③ その他の資産（破産手続における自由財産の考え方や、その他の個別事情を考慮して判断）

※雇用保険の給付期間を参考に、保証人の個別事情等を勘案して検討

どこに相談すればいいの？



実際に、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手続を進めるためにはどうしたらいいの？

まずは、取引金融機関や中小企業活性化協議会、REVIC（地域経済活性化支援機構）、支援専門家（弁護士、税理士等）等へご相談ください。早めの相談が、ガイドラインに基づく保証債務整理や、廃業だけでなく、事業再生や事業承継など、取り得る選択肢を広げます。



CHECK

「経営者保証に関するガイドライン」について、詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。
https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html



取引金融機関以外の相談窓口

中小企業活性化協議会

廃業段階では、弁護士等の専門家の紹介や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用した円滑な廃業に向けての助言、「経営者保証に関するガイドライン」等を活用した経営者等の再スタートに向けての助言・支援を実施しています。

詳しくは、各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談ください。

- 中小企業活性化協議会HP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>



ひまわりほっとダイヤル

日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスです。中小企業の再生・整理に適した特定調停スキームについてのご相談も受け付けています。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

- ひまわりほっとダイヤルHP
<https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html>
- 電話：0570-001-240
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
10:00～12:00／13:00～16:00



早期相談が重要です！

- 廃業手続に早期に着手することが、保有資産等の減少・劣化防止に資する可能性があり、保証人である経営者個人の残存資産の増加や再スタートに向けた生活基盤の安定に繋がります。
- 事業再生や廃業を決断するに当たっては、取引金融機関や専門家との日々のコミュニケーションや早めの相談が重要です。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

考えてみませんか!?

“NISA”で資産形成!!



人生100年、資産形成が重要な時代になりました。

リスクを伴う株式・投資信託等であっても、

いくつかのポイントを押さえることで、安定的な資産形成が期待できます。

安定的な資産形成のポイント!

- 投資を始めたら、**長期**で続けよう!
- 定期的にコツコツ**積立**てよう!
- 投資対象を**分散**しよう!

NISAを使えば、**運用益は非課税!!**

つみたてワニーサ

長期・積立・分散 投資のシミュレーション(例)



- 税金・手数料等は考慮しておりません。
- 上記の結果は将来の運用成果を保証するものではありません。

出所：Bloombergのデータを基に金融庁作成

2024年1月

NISAが新しくなります！

現行NISAの概要

	つみたてNISA 2018年創設	一般NISA 2014年創設	ジュニアNISA 2016年創設
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間 <small>ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり</small>
口座開設期間	2023年まで	2023年まで	2023年まで
投資対象商品	金融庁の基準を満たした投資信託に限定	上場株式・投資信託等	上場株式・投資信託等

- 年間投資枠が大幅拡大！
- 非課税保有期間が無期限化！
- 制度が恒久化！



新しいNISAの概要 (2024年1月から適用)

	つみたて投資枠 <small>併用可</small>	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額(総枠)	1,800万円	1,200万円 (内数)
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	金融庁の基準を満たした投資信託に限定	上場株式・投資信託等 <small>(一部の商品を除く)</small>

さらに詳しい情報は…

金融庁 NISA特設サイト

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html>



- NISA (ジュニアNISAを除く) は18歳以上が対象の制度です。
- 金融商品を購入する際は、商品の特性や取引の仕組み、リスクや手数料等の費用などを十分にご理解いただいた上、必ずご自身の判断と責任で実行してください。
- この資料は、2023年4月時点の法令に基づき作成しています。